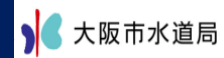


解体工事に伴う給水装置破損事故の予防のお願い

～工事関係者の皆さまへ～



最近、建物等の解体工事において、給水管等の給水装置を損傷・破損する事故が相次いでいます。工事関係者の皆さまにおかれましては、**下記注意事項をご理解頂き**、給水装置の損傷・破損事故の予防にご協力願います。

事前調査

- 解体工事の施工に先立ち、敷地内の**給水装置竣工図書を確認して下さい**。給水装置竣工図書は、下記**東部水道センター**において無料で閲覧することができます。
※ただし、閲覧には使用者又は所有者の委任状が必要です。
- **止水栓・メータボックスの位置**を現地で確認し、止水器具が正常に機能するか確認して下さい。(給水装置竣工図書と位置が異なっている場合があります。)

施工当日

- 重機オペレータや作業員に給水装置の位置を周知し、**給水装置を破損させないよう慎重に**施工して下さい。
- 宅地内の給水装置は意外に浅いところに埋設されているため、注意して下さい。

給水装置を破損させた場合

- 給水装置を破損させた場合は、止水栓ボックスやメータボックス内の止水栓を回し、**まず止水して下さい**。
- **水道メータから道路側**の範囲の破損については、水道局が**有料**により対応しますので、下記**お客さまセンター**にご連絡下さい。なお、**破損に係る補償金(修繕費用、漏水補償費等)**は、後日、**水道局から請求**させていただきます。
- **水道メータから建物側**の範囲の破損については、**お近くの指定給水装置工事事業者**に対応を依頼して下さい。対応を依頼する指定給水装置工事事業者に心あたりがない場合は、**お客さまセンター**に連絡して頂きますとご紹介致します。
※水漏れ修繕が対応可能である指定給水装置工事事業者の情報は、水道局ホームページでも閲覧可能ですので事前に確認願います。
掲載場所) 大阪市水道局トップページ > お客さまへ > 漏水かなと思ったら > 水漏れ修繕 > 水漏れ修繕対応可能な指定給水装置工事事業者一覧
- **水道メータは水道局の所有物**です。紛失・破損させた場合は、弁償して頂きますので、**お客さまセンター**にご連絡下さい。

【お問合せ先】

お客さまセンター(受付時間 平日 8:00～20:00、土曜 9:00～17:00)

いいみず
TEL:06-6458-1132 FAX:06-6458-2100

【給水装置竣工図書閲覧先】

東部水道センター給水装置工事グループ(3階執務室)

(受付時間 平日 9:00～17:30)

住所:大阪市都島区都島本通4丁目12番4号

TEL:06-6927-7611

※閲覧には、使用者又は所有者の委任状が必要です。

※個人情報保護の観点から、給水装置竣工図書の閲覧については、来所による閲覧のみ対応しております。